

財務省告示第三十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一一条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次の如くに改正し、平成十八年一月十七日以後統計上記述される貨物について適用する。

平成十八年一月十七日

財務大臣 谷垣 植一

輸入統計品目表第八四七三・三〇号中

「	010	- - 自動データ処理機械又はこれを構成する機器のもの	K G	」を
「	011	- - - D R A M (ダイナミックランダムアクセスメモリ ー) モジュール (1 又は 2 以上の D R A M を基板 上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続 するための端子を有しているもの (D R A M の機 能を補助するため D R A M 以外の部分品が装着さ れているかいないかを問わない。) をいう。)	K G	」に
「	019	- - - その他のもの	K G	」に

改める。

同表第八五四一・一〇号中

「	011	- - - - 記憶素子	N O	」を
---	-----	--------------	-----	----

	- - - - - 記憶素子		
013	- - - - - D R A M (ダイナミックランダムアクセス メモリー)	NO	
014	- - - - - その他のもの	NO	」 1J

記憶素子